

会 議 録

会議の名称	第 6 回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成 2 2 年 1 0 月 7 日 (木) 午後 7 時 0 0 分 ~ 午後 8 時 3 0 分
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1 階 中集会室
出席者	山下委員長、久委員、松田委員、吉岡委員、藤原 (宏) 委員、三井委員、溝川委員、若島委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、池辺委員、中井委員、藤原 (明) 委員、事務局 (桜井室長、立石担当課長、濱田主幹、北野主幹、高橋主査、鶴谷)
会議の議題	和泉市自治基本条例案 修正の方向性について
会議録の 作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の 確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他 ()
その他の必要 事項	傍聴者 2 人
会 議 内 容 (発言内容、結論等)	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

(事務局) 第6回和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催する。高橋副委員長、飯坂委員、石川委員、北村委員は、都合により欠席の旨報告する。

資料の確認をする。会議次第、資料 - 1 会議録、資料 - 2 再検討委員会の進め方、資料 - 3 第1回から第5回のまとめである。

本日の会議の目的は、第1回から第5回までの内容を踏まえて議会の各会派に意見を伺った結果を報告し、条例案の修正の方向性を決定していくものである。

それでは、委員長、進行よろしく願います。

(委員長) 前回の会議録の確認をする。資料 - 1 第5回会議録について修正等ないか。

(「なし」の声あり)

(委員長) ないようなので、これで承認し、公開するものとする。

次に、資料 - 2 再検討委員会の進め方について事務局から説明願う。

(事務局) 資料 - 2 再検討委員会の進め方について報告する。

第1回会議を2月17日に開催し、第5回会議を6月3日に終えた。7月下旬から8月上旬にかけて、それまでの内容を議会の各会派に報告し、意見を伺った。

本日第6回会議では、議会の各会派から伺った意見を報告するとともに、それを踏まえ、修正の方向性の検討をしていただきたい。第7回会議10月29日は、本日の修正の方向性に基づいて、できれば修正案の検討に移りたいと考えている。第8回会議は11月上旬から下旬にかけて修正案の確定、その後12月上旬から12月下旬にかけてパブリックコメント。それから、第9回会議、1月上旬にパブリックコメント結果を踏まえ最終案を確定していきたいと考えている。

このような流れで、平成23年3月の第1回定例会に提出できるよう進めていきたいと考えている。以上である。

(委員長) 自治基本条例のスケジュールについては、当初9月議会への提出を目途としていたが、議会調整と諸般の事情によりおくれしており、皆様には長期にわたる協力をお願いしていること、お礼とおわび申し上げます。何とかもう一踏ん張り、最後の仕上げに向けて協力をお願い申し上げます。

次に修正案の検討について、事務局から報告願う。

(事務局) 資料 - 3、15分の1ページである。7月下旬から8月にかけて、議会各会派を事務局で回り、意見を伺った。それらの意見を総合した形で報告する。

資料右端の「議員（会派）の意見を総合して」というところである。

まず、前文。再検討委員会の修正という方向性で、おおむねよいという意見であった。

次、最高規範性について。議員や会派の意見としては、特に問題ないとする意見と、条例と条例に上下関係をつくるのは認められないという相反する意見があった。

用語の定義。特に市民の定義であるが、議員、会派の意見としては、特に問題ないとする意見と、市民イコール住民、あるいは住民、在勤・在学者及び市内事業者の範囲とするのが一般的ではないかという意見があった。

次に、合意に向けた話し合いと説明責任の原則。議員、会派の意見としては、再検討委員会の修正案、その方向性でおおむねよいという意見であった。

子どもの権利。議員、会派の意見としては、子どもの権利を明記すべきという意見と、子どもの権利を明記するのは行き過ぎで、保護者の義務として明記すべきではないかという意見があった。

住民投票。議員、会派の意見としては、常設型の住民投票条例を盛り込んでいることに本条例の一つの意義があるという意見と、常設の住民投票制度は、現在の市長と議会という二元代表制、間接民主主義の統治システムがあるのに、行き過ぎではないかという意見があった。

投票権者の年齢について。再検討委員会で18歳というふうな形になったが、おおむねそれでよいという意見であった。

住民投票請求の連署数について。特に問題はないという意見と、リコール請求と同等もしくはそれより少し緩目の3分の1から4分の1が妥当との意見があった。

議会の発議について。再検討委員会の方向性、すなわち修正はなしで議員のほうにお任せしたいという、そういう意見でおおむねよいという意見であった。

もう一つ、市長の発議権は必要ないのではないかという意見もあった。

市民自治推進委員会について。議員、会派の意見としては、条例の実効性を確保する仕組みとして市民自治推進委員会は必要という意見と、調査権を持つのではなく、市長の諮問に応じた形で行うほうがよい、附属機関（条例設置）とする必要はない、また常設にする必要がないなどの意見もあった。

条例の見直しについて。議員、会派の意見では、一定期間、この場合は5年である

が、5年ごとに見直すべきという意見と、見直し期限を切る必要はないのではないかという意見があった。

他の機関との連携について。議員、会派の意見としては、本市を取り巻く状況として本規定が必要という意見と、自治基本条例としては特に必要な規定ではないのではないかという意見があった。議員、また会派の意見は以上である。

(委員長)事務局から報告があった。前文から順番に修正の方向性を再検討し、できれば一つずつ方向性を決定していきたいと思う。

前文については修正するという事で、案については修正案3または2という意見があり、第5回再検討委員会で修正案その3を採択していた。それでよいか。

(委員)このあたりはテンポよく。

(委員長)はい。それでは前文については、修正案その3を採択させていただく。

続いて最高規範性について。意見が分かれているところなので、事務局、何か提案はあるか。

(事務局)最高規範性について、各会派の意見を伺った結果、議員におかれても意見が分かれている。ただ、再検討委員会においても、このところは意見が分かれていること、また以前、学識委員のほうからは、法規的見地において最高規範性という記述はいかがなものかという意見をいただいていたことから、今回、市民、市民自治、行政運営、議会運営のすべてにおいて基本になるものをという気持ちは尊重した上で、この修正案の1または2のような表現に修正してはどうかと提案する。

(委員長)事務局から、各会派の議員に意見を伺った結果、議員におかれても意見が分かれている。ただ、再検討委員会においても、意見が分かれている。また、学識委員のほうからは、以前より最高規範性という記述についてはどうかという意見をいただいていたことから、この修正案の1または2のような表現に修正してはどうかという提案である。ただいまの提案に何か意見等ないか。

(委員)問題ないとする会派の意見と、上下関係をつくるのは認められないという意見の割合といたらおかしいが、どちらのほうが強いのか。

(事務局)正確に数えていないし、一人一人当たっていないので、その辺はちょっとわかりかねるが、最高規範性に対しては、結構、厳しい意見をいただいている。

(委員長)他に意見、どちらがいいかという意見でも結構である。

(委員) 私は、Aの現行どおりの意見を出したように思う。意識の問題なので、最高規範性を明記したほうが意思統一しやすいということで明記したいが、自治基本条例というのは、全体の理解を得ながらつくっていくべきだと思っているので、修正することによって皆の合意が得られるのだったら、歩み寄りも必要と思う。だから、特に問題がないという意見に関し、ぜひとも最高規範性を入れるべきという意見もあったのかどうかということだけお聞きする。

(事務局) ぜひともというふうな形の意見は、今のところ聞いていないが、ただ、最高規範性でいいのではという意見はあった。ぜひとも入れるべきという強いことではなかったように思う。

(委員長) 他に別の意見はないか。委員、どうか。

(委員) ここの議員、会派の意見というところは、我々実際回っていないのでわからないが、例えばこれを入れることによって、極端な言い方であるが、もう議会一切通さないというシビアな意見、あるいはそういう感触があるのかということをおある程度はっきりさせていただきたい。私個人としては、基本的には入れてほしいが、別に修正案1でよいというふうに思っている。

(事務局) やはり何年間かかけてきた自治基本条例であるので、全体的な中でここだけは事務局としては絶対通したいな、あとはもうちょっと仕方ないかなとか、そういう全体のバランスみたいなものは考えた。その中で、今の提案があるというふうに思っていたらいい。だから、議会とのバランス的なものである。これだけは譲れないけれど、この譲れないためにここは落とさないといけなくてというのが、あったということである。

(委員長) ちょっと、今わかりにくかったと思うが。

(委員) 私も先ほどの委員と一緒に、この際、修正案でもいいというのはあるが、自治基本条例は、最高規範、そういうものに準じたものだと、我々と議員の方とは、この条例が基本だという問題意識を持たたという部分でいいと思うが、それで今納得してしまうと、初めてこの条例を見る人にはそこがうまく伝わらないのかなと若干危惧する。例えば、第2条の表題、(最高規範性)というのがある。修正案にした場合は、ここも変えないといけなくなってくる。そういうことを考えたときには、修正案1にして、自治の礎みたいな部分を文言として使えばいいのかなと今思った。今まで見落

としていたが、この表題には、規範性という性が入っているのが、本文では最高規範と限定しているニュアンスになるので、もとのとおりでどうしてもということであれば、表題の最高規範性を生かしながら、本文のところで、この条例は和泉市の自治における最高規範ともいえるものでありとか、断定表現を避ければいいのかという気がした。

(委員長)ここは学識委員の出番だと思うが、今の委員のほうからは、タイトルの最高規範性を残しながら条文の中には和泉市の自治の礎と書き込むということだが。

(委員)いや、じゃなくて、「最高規範であり」と言い切っているところの言い回しを、表題どおり、この性というニュアンスを盛り込んだらいいのかなと思う。そういうのではダメか。

(委員)それはないと思う。最高規範であるということを名詞に変えると最高規範性というふうになる。それは同じ意味である。

(委員)やはりそうか。一緒であるか。この修正を見ていると、性というのが、最高規範に準ずるみたいなニュアンスがあるかなと思ったのだが。

(委員)ない。

(委員)ないのか。

(委員)ない。

(委員長)ほかに意見なかったら、学識委員に比較願おう。よろしく願います。

(委員)修正案の1か2かということは、学識かどうかというよりは好みの問題という気がする。個人的には、この礎という言葉が非常にいいかなと。自治の基本というのは、自治基本条例をそのまま言っているだけの話だから、ちょっと愛想がないということ。そういう意味では、この条例は和泉市の自治の礎を定めるものという調子がいいと、個人的には思う。

(委員長)最高規範性にこだわらなくても、修正のほうでいいという方、挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員長)はい、修正ということで決定させていただく。修正案その1、その2があるが、修正案その1を採択したいという方、挙手願う。修正案、何人。

(委員)目指すとか、定めるとかはどうなるのか。

(委員長)要は、自治の礎を定めるものというのは入るが、その変は事務局のほうで

ということで。

(委員)修正案1か2かということであるな。

(委員長)そうである。もう一遍修正案その1で挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員長)多数であるので、修正案その1を採択する。

(委員)このときの表題は。

(委員)変わるのだな。

(委員長)そこは事務局に任せてほしい。

続いて、市民の定義である。事務局から何か提案はあるか。

(事務局)市民の定義であるが、先ほど報告したように、現状でよいとする意見と、市民の範囲を拡大することについては慎重にすべきという意見もある中なので、在住、在勤、在学及び市内事業者、この範囲については確実に入れる方向でしていきたいと思うが、それ以外の活動する者、団体という表現については、活動するという意味合いが、若干漠然としている点があるので、表現をもう少し検討する方向で、市民の定義を再修正させていただきたく提案する。以上である。

(委員長)ただいまの事務局の提案について、意見等ないか。

(委員)今のは、第3条第の(2)のところを検討するということか。

(事務局)第3条の第1号の市民である。現在、市民の定義としては、在住者、在勤者、在学者、市内に事業所を置いて事業活動を行う者と団体、市内に事業所を置いてその他の活動を行う者と団体、これだけの範囲が市民の範囲として、和泉市の場合、案として定めている。

第1回で配布した他市の条例等の資料でも、市民の範囲は、それぞれの自治体で異なっている。まず、一番小さい範囲でいうと住民のみになる。次の範囲としては、住民に在勤、在学者を含めた範囲、それからさらに市内事業者とか市内で活動する方、団体を含めるというふうな形の定義を定めるという段階がある。

ひとつ、事務局のほうからも再検討委員会で確認いただければと思うのは、活動する者というところで想定する人の範囲を確認できれば、案をつくる際にもう少し適切な表現もできるのかなというふうに考えている。

(委員)例えば、ボランティア活動等で和泉市のために汗をかいてくださる人という

のがある。そういう和泉市のためにしっかりやったださる方というのが、その他の活動を行う者だと思うし、本部は和泉市外に置いているが、公益活動で和泉市のために頑張っていたいている団体・グループというのが、その他の活動を行う団体の具体例だと思うが。

(委員長) 事務局、ヒントになったか。

(事務局) はい、そういったことで少し表現を工夫して、次回、条文案として提案させていただきたいと考えている。

(委員長) 修正案の市民と和泉市民というのは、これはもう。

(事務局) はい。市民と和泉市民に分けるという話に至る前に、市民の範囲そのものについての意見を議員、会派のほうからいただいたので、今その辺が保留になっている。今後その辺もう一度、議員のほうにも意見を伺い調整をさせていただいて、次回はもう少しわかりやすいように具体的な条文案の形で判断させていただきたいと考えている。きょうは案として整理できる形に至っていない。申し訳ない。

(委員長) 各委員、申し訳ないが、市民の定義については、もう少し時間をいただいて、次回の10月29日には案として、その部分の検討をお願いしたいということで、よろしくお願いします。

(委員) 議会の会派としては、市民の範囲が広過ぎることなのか。

(事務局) そうである。はい。

(委員) 広いと何か支障があるということなのか。

(事務局) 私が聞いた範囲では、それ以外の活動する者とか団体という分に右翼の人たちとかの範疇を想定されていたみたいで、和泉市に住んでいないが、支部みたいなものがある、そこに駆けつけてくるような人たちが来たときに、和泉市のまちづくりに何らかの形で参加できるのではないかと、そういうふうなことになったとき、どうするのだみたいなことがあった。事務局が思っている範囲は、先ほど学識委員がおっしゃったものだったのだが。

(委員) 右があれば左も入ってくる。

(事務局) そういうことである。

(委員) 言論には言論で対抗すべきである。

(委員) 別に右翼の人が参加してもいいわけであろう。参加する内容が問題なわけで

あって、その人たちが我々市民と同調してくれるいい活動を逆に何かしてくれるのだ
たらいいわけで。

(事務局) してくれるのだたらいい。

(委員) ちょっと極論であるが、極右と極左がいい熟議をしてもらったらいいのでは
ないか。

(委員) あと、次回までにということであったが、一番当初に整理したときから、僕
は案としてこの市民と和泉市民を出していたが、個人的には、やはり使い分けたほう
がいい。ただ、整理している中で、ここで書いていただいているように狭義の市民と
して規定されるのが住民投票のみということであれば、住民投票の中で市民という書
き方ではなくて和泉市民と置きかえるぐらいでもいいのかもしれないが、読み砕いて
いったらもっと整理が必要かもしれない。以上である。

(委員長) はい。そういった意見を踏まえて検討するように。

続いて、合意に向けた話し合いと説明責任である。事務局から、何か提案はあるか。

(事務局) こちらについては、再検討委員会の修正の方向性で、特に議員のほうから
の反対等の意見もなかったので、再検討委員会の修正どおりさせていただきたいと考
えている。

(委員長) ただいまの事務局の提案について、何か意見等ないか。

(委員) 特にないと思う。

(委員長) ないか。それでは、合意に向けた話し合いと説明責任の原則の項について
は、再検討委員会の修正の方向性で確認、採択させていただく。

続いて、第9条子どもの権利であるが、事務局から何か提案あるか。

(事務局) はい、子どもの権利については、議員、各党派、再検討委員会ともに意見
が分かれているが、基本に戻ってみると、子どもの権利を載せていく考え方は、もと
もと市民の権利の中に含まれている子どもの権利の部分を再掲して強調したほうがよ
いという考え方であったと思うので、自治基本条例としてこの条項がないとどうして
もだめだという規定には至らないと考える。

本市でも今年度から新たにこども部が創設されているので、今後、市として子ども
に関する施策、議論の深まりを期待し、今回は削除の方向とさせていただきたいと考
える。以上である。

(委員長)少し議論のあるところだと思う。ただいま事務局から提案があったが、各委員、意見等あるか。今回は削除の方向とさせていただきたいということである。もう少し施策、議論の深まりを期待したいということである。

この辺は意見があろうかと思うので、各委員、どんなものか。

(委員)削除というのは、この子どもの権利第10条がなくなるということか。

(委員長)そういうことであるな。

(委員)こども部をつくったからというが、だから、むしろいるのではないかと僕は理解したが、逆なのか。

(委員長)いえ、だから、議論のあることだと思う。意見を願います。

(委員)和泉市として新たにこども部をつくって、子どもに対していろいろやっていこうという考えがある中で、なおかつこれ消すというのは、ちょっと理解に苦しむ。それも何にもないのだったら、1回引っ込めるというのもわかるが。

(事務局)先ほど説明したが、市民の権利の中に子どもも入っているだろうと。要するに、障がい者や高齢者のこともあるだろうし、何で子どもだけ特出しなのだという意見があった。

それと、もう一つ、新たにこども部が創設されたが、その中で子どもの権利という概念のとらえ方もまだ一定ではないし、権利を大事にするのかというところで、子どもは保護しなければいけない対象ではないかという意見が再検討委員会でもあったが、議員の中にもある。こども部をつくっても、保護する対象だと思っている方もいるし、権利としてあるのだという方もいるという中で、庁内でもなかなか一本には現時点ではなっていないという判断で、今回は削除の方向にさせていただいた。

(委員)ここに理由として明記している意見が私の意見であるが、もともと子どもの参加・参画に対する権利を特出ししたのは、子どもたちのことは忘れがちになるからという意見があって入れた経過があったと思う。

ただ、地方分権で、地方が住民自治をもっと進めるときに、子どもの時分から参加・参画をしてもらって、お互いの話をすることによって、議論して民主主義を理解するような和泉市の子どもたちをつくっていききたいから、自治基本条例に子どもの権利を入れ、住民自治をもっと理解した子どもたちが育って行って、和泉市の将来をつくっていこうと。そのためには、和泉市のオリジナリティーとして、子どもの権利を

明記したほうがいいという形で入れたと思う。

もう一点の考え、子どもの権利を明記するのは行き過ぎというところは、多分、権利だけをうたっているのに、権利ばかり理解して、権利を主張する子どもたちがいっぱいふえてきたら困るのではないかという意見をおっしゃっている方がいるのかなと思う。子ども権利条約とか、子どもをその権利も責任も含めて、親が、あるいは家庭が、あるいは地域がちゃんと見ないといけないよというところがあると思う。

(委員長)他に意見。はい、どうぞ。

(委員)先ほどの議員、会派の話の中で、ここは譲るけれどもここは守るという話、これは、子どもの権利の部分は、削除したほうがバランス的にはいいという判断が働いているのか。今まで、子どもの権利をずっと議論してきてこれはやはり残しておこうということで、この修正案を出したつもりである。全く削除するというのは、ちょっとがくんとなるのだが、議会との中でそういう判断は働いたのかなということしか考えられないのだが、その辺はどうか。

(事務局)議員と会派を回ったということで、議会としての中身ではない。その中で事務局として、総合的にまとめてきたということである。やはり全体のバランスの中で考えた部分である。

(委員長)他に意見はないか。なければ、学識委員、はい。

(委員)子どもの権利というと、子どもが行き過ぎてしまったり、子どもを野に放つ野獣のようにするイメージがあるのが、すごく残念だと思う。例えば、憲法の中に、子どもは教育を受ける権利があると書いてある。子どもは一人では当然育っていかないわけで、その裏側には、保護する親の側の教育を受けさせる義務というのがセットである。だから、子どもの権利は、裏返せばその子どもに対する保護、養育をする者の義務がある。ここで子どもの権利をうたっているということは、実はその社会全体が子どもを育てていく義務があるのだということをや裏にうたっている。それが理解されないことが大変残念だと思う。

(委員)私も委員と同じ意見で、子どもの権利を出すのだったら障がい者の人も権利があるではないかというのとはニュアンスが違うと思うので、残していただきたい。ただ、もう一度改めて見ると、確かに逆読みされると、参加する権利をわざわざ書いて何だというのもあると思うので、子どもの権利ではなしに、今学識委員がおっしゃ

ったような大人の義務というか、もしくは子どもへの啓発という形で、文章的にも「子どもは、」ではなくて、「大人は、」が主語で、「子どもも社会の一員としてまちづくりに参加・参画する権利を有することを自覚できるよう努めよう」とか、裏でわかってほしいことをダイレクトに文言にするほうが誤解がないという気がした。

(委員長) そしたら、学識委員、よろしく願います。

(委員) 私も、今の議論と大体一緒だが、二十歳以上の人たちというのは、いろんなところで権利が書かれているが、それが執行できにくい方々というのは、当然いることは確かなのだが、子どもというのは、それに比べ権利をきちんともう一度確認をしておかないと、どうしても忘れ去られがちになるということもあって、私はこの子どもの権利というのは、再掲になるかもしれないが、入れておくべきであるし、学識委員のおっしゃるように、この権利をちゃんと確保するというのは大人の責任であるので、これ書くことによって大人が頑張らないといけないということもあると思う。

それから、保護の対象であるから要らないみたいな話もあると思うが、子どもというのは、生まれながらにしてちゃんと主張していると思う。それが、大人に伝わっているかないかということで、零歳の子どもでも権利は主張しているはず、と個人的には思っている。それはそれぞれの年齢に合わせて主張している、あるいはその権利を有しているわけだから、どういう形でそれを大人がキャッチしているか、あるいはキャッチできるかということがポイントだと私は思っている。それをどうすくい取っていくかというのは、大人の創意工夫だと思うので、そういうことをいつも考えようという意味では、子どもの権利の第10条は必要だと思う。

もう一言いうならば、子どもの権利については、ほかの自治基本条例でも余り取り上げられていない。ということでいうと、和泉市がこれをきちんと上げておくということが、和泉市のユニークさでもあるし、さっき委員もおっしゃったように、こども部を置いたのだからこそ、自治基本条例の中でも子どもの権利をきちんと明記するというユニークさを出していくというのは、より必要ではないかなと思う。

(委員長) いろいろと意見をいただいている。行政の委員、意見ないか。まとめに入りたいと思うが、委員、何かないか。

(委員) 学識委員のおっしゃった通りだと思うし、この条項が抜けてしまうというのは、すごく残念な気がする。

(委員) 委員、一言お願いします。

(委員) 先ほどからもこの後もそうだが、裏読み、表と裏と考えていくようなものが全体に多過ぎる。権利を有しますと言えば、じゃ、義務をどうするのだという話が出てくる。そういう意味では、もう市民というくくりでいいかなと思うが、やはり先ほどおっしゃったように、子どもというものを、しっかり頑張れよという意味で、残しておくほうがいいかなと、今、個人的には思っている。まだまとまっていはいないが。

(委員長) 他に意見はないか。

今回のこの議論の中で、今、学識委員の話の中で、私としてもやはり子どもの権利は、残していったほうがいいと考える。修正するというよりも、我々事務局は理論武装して、学識委員のおっしゃっていただいたようなこと十分理解しながら、説明させていただくということのほうがいいような気がする。

私一人で決められないので、10月29日に案として出させてもらうが、第10条子どもの権利について、このままでいいという方は挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員) 修正案でこのまま残すという。

(委員) 修正案で残すことか。

(委員長) 申し訳ない。子どもの権利は、まず、削除しないという、残しておくということである。あとは修正案で良とするという方は挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員長) それぞれの年齢に応じたかわり方ということである。

(委員) 先ほど来の話からいうと、「それぞれの年齢に応じたかわり方」がなしで、そのままダイレクトがいいという気がしている。入れれば入れるほどかえって中途半端な感じがして。要は、このメッセージを子どもたちにも当然認識してもらわないといけない。今の先生方の話からすると、大人がそれを共有しようということだと思うので、余り細かく譲らなくても、ストレートに最初のものでいいと思う。それぞれの年齢に応じたというのは漠然とする。

(委員長) 行政の委員は、何か意見はあるか。

(委員) 基本的に先ほど残しておくということに対して賛成の手を挙げなかったのだが、子どもの権利を残していくということであれば、先ほど先生からおっしゃって

ただいたような形で、びしっと書いたほうがいいと思うが、基本的に私は削除ということである。

(委員長) もう削除の件は終わった。

(委員) 残すのであったら、修正案ではなくて原文のままをお願いしたいと思う。

(委員) 他の委員、ないか。

そしたら、残すということは確認できた。あと、このまま原文でいくという方は挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員長) 1、2、3、4、5、6……一緒。

(委員) 委員長采配。

(委員長) もう一遍、確認とる。修正案でなく第10条「子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。」という方に賛成の方、挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員長) 1、2、3、4、5、6、7、一応私になる……

(委員) 7対7。

(委員長) 7対7である。

(委員) 意見言っていないか。

(委員長) はい。

(委員) 年齢に応じてとなると、6歳なら6歳でどんなかかわり方をしなければいけないか、どこかに書かなければいけないし、それは無理だし、子どもにはそれぞれの能力に応じたかかわり方をしようということで、年齢ではないと思う。年齢によって区切るというのは、私たち大人も年齢によって区切られてしまうことになるので、反対である。

(委員) 賛成である。

(委員長) ほかに意見。そしたら、同数なので、委員長判断にさせていただく。子どもの権利、第10条「子どもは、社会の一員として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。」に決定する。

続いて、住民投票についてである。事務局、何か提案があるか。

(事務局) まず、常設型住民投票については、議員、各会派でも意見は分かっている

が、第5回再検討委員会では常設型という意見で全員一致していた部分であるので、常設型住民投票という方向性でさらなる調整を図っていきたいというふうに考えている。以上である。

(委員長) 事務局の提案について、意見等あるか。

ここは我々全部意見が一致して、これはまた議会のほうへ調整を図っていくということなので、これはこれでよいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) 次は、投票権を付与する年齢についてであるが、よろしく願います。

(事務局) 投票権を付与する年齢については、おおむね再検討委員会の報告でよいという意見をいただいているので、16歳を18歳に修正ということとさせていただきますと提案する。以上である。

(委員長) ただいま事務局の提案があったが、これについて意見等はないか。

事務局の提案どおりでよいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) 異議ないか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) そしたら、事務局の提案どおり決定する。次、住民投票に係る連署数について、事務局から提案はあるか。

(事務局) 連署数については、常設型住民投票条例は不要という意見も一定ある中なので、現在の6分の1以上という数値については、常設型にするという考えの中で一定の合意ラインが見出せるように修正も含めて検討させていただきたいと考えている。以上である。

(委員長) 今の事務局の提案で何か意見等あるか。6分の1以上という数字については、常設型にするという考え方の中で一定の合意ラインを見出せるように、ここは多少動くということだが、それについて事務局の提案どおり了解いただけるか。よいか。

(「はい」の声あり)

(委員長) そしたら、そのとおり決定する。続いて、議会の発議について、事務局お願いします。

(事務局) 議会の発議について、再検討委員会のほうでは、そういった考え方につい

ては議会のほうにゆだねるということで、それに対しては特に、議員、各会派のからの意見はないので、再検討委員会の方向性どおり追加なしということでよいと思う。

あともう一点、市長の発議についての意見がある。この再検討委員会の中でも、委員の方から必要という意見と不要という意見、両方あったが、自治基本条例は住民の権利を拡充するということで、住民中心に考えていったらいいので、市長の発議は不要ではないかという意見があったが、この辺は議会の発議権とも関係するのではないかと考えている。以上である。

(委員長)今の市長の部分、わかっていただけたか。何か意見等ないか。

(委員)よくわからなかった。

(委員長)今の部分、結論、わからなかったであろう。

(事務局)もう一回簡単に言うと、議会の発議は載せていかないという方向だが、最終は議会の判断になるのでどうなるかわからないということである。それから、市長の発議については、一部、市長の発議も要らない、住民の発議のみでよいという意見があったということであるが、例えば、修正で、議員の発議のみが入って市長の発議が入らないとかという形はちょっとイレギュラーな形になるのではないかと思うので、その辺は考え方を合わせたほうがいいのかというふうに考える。

(委員)市長の発議権であるが、以前、辻市長が住民投票について勉強されていたということだったので、ちょっとお話を伺ったのだが、市長は、基本的に市長の発議権は要らないとおっしゃっていた。それは、議会と議論して進めるのが本来であって、それを飛び越えて市民に投げかけるというスタンスは、本人としては取りたくないというふうなことをおっしゃっていたと思う。ただ、最近名古屋のほうとかで、議会と市長がどうこう、河村さんがリコール運動みたいなことを先頭切ってやっているというのが、おとといのNHKでも放映されていたが、あのやり方は僕は乱暴だなと。議員を全部入れかえてまで市長のやりたいようにやっていくというのは、ちょっと違のかなと。一つの政策について、意見が合わないから市民の意見を聞こうよという部分が僕はやっぱり必要かなという気がするので、そういう意味では、市長の発議権は必要になる場合があるのかなと。そういう発議権がなくてリコール運動して、もう一回解散総選挙みたいなこととして、メンバー総入れかえて市長の動きやすい人ばかりでやるというのもある意味ちょっと怖いというのがあるので、一つ一つの政策について

市民の意見を聞くという部分を残す意味でも、市長の発議権は、僕はあったほうがいいと思った。

(委員長) 他の委員、意見等ないか。なければ学識委員にお願いしたい。

(委員) 今おっしゃってくださったとおりで、住民投票というのは市の重要なことについて市民が直接意見を述べられるということなので、私も基本的には機会が多いほうがいいと思っているので、市長が発議するというのを今の市長は使わないかもしれないが、今後どうなるかわからないわけだから、書いておいていいのではないかなと思う。

(委員長) 委員、お願いします。

(委員) 私も、市長の発議は必要だと思っているのだが、それは逆の意味もあるのではないかなと思っている。つまり、議会というのは複数の議員で構成されているから、そこで議論することによってバランスをとれるが、市長というのは1人であるから、市長の思いを市民がどういう形で受けとめていくかということを中心に聞いてもらうということがあって、ここで市長の思いを議会の前に住民がそう思っていないということが言えるわけである。

そういう意味では、1人で行動をしている市長と、複数の議員で構成されている議会というのは、その動き方とか市民に対する関係性というのは違うのかなというように思っている。だから、市長のバランスをとるというのは、私は市民委員がおっしゃった意味でも必要だと思うが、私は1人で行動する市長に対するその市民との関係という意味では、別の意味でも必要ではないかなと思う。

(委員長) 他に意見はないな。

そしたら、一つずつ聞かせていただく。議会の発議については、議会のほうにゆだねるということでよいか。よいな。はい。

それでは、市長の発議に関してだが、このまま入れていくほうがよいと思われる方は挙手願う。

(賛成者挙手)

(委員長) はい。そしたら、市長はそのまま書きこんでおくということでお願いします。

住民投票まで終了した。ここで8時15分まで休憩をする。

(休 憩)

(委員長) 市民自治推進委員会からである。これも議員の意見が分かれている。事務局、何か提案はあるか。

(事務局) 市民自治推進委員会については、議員、各会派の意見、またこの再検討委員会での議論も分かっていたと思うが、再検討委員会のこれまでの意見を総合して考える中で、何らかの形で市民がかかわるチェック機能を持った会議体を立ち上げていきたいと考えているが、条例設置による附属機関とするかどうかや常設とするか、市長の諮問に応じて行う形とするかどうかについては、次回、事務局で条文案の形で示しをさせていただきたいというふうに考えている。以上である。

(委員長) ただいまの事務局の提案について、何か意見等ないか。次回、事務局で条文案の形で示したいということであるが。

(委員) 私、ほかのところでもこういう委員会に参画をさせてもらって、この条例、ちゃんと自治が回っているかどうかというチェックをさせていただいている立場からいうと、何か重くとらえすぎていらっしゃるのではないかという感じはする。私が実際に入っている委員会は、毎年毎年、この条例がちゃんと動いて、そういう行動がちゃんとやられているかどうか、あるいは条文どおりみんなが動いているのかどうかを点検するだけの話である。これは自分の実感である。

(委員長) 他の委員、何か意見等ないか。

(委員) これ、附属機関として設置と書いている。普通、市長の諮問に基づいてというのが多いのだが、常設としたらいつどういう形で開かれるのか、何か考えているか。

(事務局) 常設の場合、第1回目は市長になるのか、事務局になるのかわからないが、招集させていただいて、委員長が決まれば、委員長からの招集になると思う。第1回目で集まっていたときに、あらかじめその中でスケジュール、例えば月1回とか、それから、どういうテーマで研究するかとかいうのを決めてやっていくようなイメージになると思う。

(委員長) 他に意見等ないか。そしたら、今の学識委員の意見を参考に、この辺は次回事務局から示してもらえるか。

(委員) 議会との関係でいうのであれば、議会から調査機関的に指名してもらおうというのは、ないことはないな。条例設置かどうかというのは、ちょっと。

(委員長) いかがか。これ、事務局も少し議論を深めるために、次回まで日数あるの

で、いろいろと勉強していただいて、いろんな方に尋ねていただいて、この辺を調整してくれるか。

(事務局) はい。

(委員) これ、しっかりといろんな面で、毎年毎年点検したほうがいいという感じは私はしている。そういう意味では、かなりきめ細かい作業を事務局と一緒に毎月毎月やっていくというタイプがいい。毎月開きながら、いろんな意見、話をさせてもらっている。年に何遍か大きくばんと議論をするというよりも、本当にちゃんと動いているかどうかということ、事務局作業と一緒に検査していただくような委員会のイメージだと思うので、実質動けるような形で作っていただければいいのではないかと。

(委員長) はい、どうぞ。

(委員) 今の学識委員の意見に賛成というか、その通りだと私も思う。というのは、過去に市のほうでまちづくり相談員という制度があった。今もあるのかどうか非常に微妙だが、そういうをつくるからということで、私もその委員として登録させていただいたのだが、おっしゃっているように、何かあったときにやりましょうという形でスタートしたので、結局何もしないまま形骸化されてしまって、知られることもないままになっているのが実態だと思う。いろんな方に常にかかわってもらうことで、最初の話、昔の話に戻るかもしれないが、この自治基本条例というのがあるのだというのを徐々に浸透もしていくというほうのメリットもあると思う。

それで、ここの削除するとか、修正するところの理由1のところ、これは再検討委員会の中からの意見だったと思うが、多大な労力、費用がかかるというのが、私は引っかかっていて、こういった会議はは労力、費用がかかるからやめるというふうな問題ではないという気がする。そのぐらい費用がかかっているのか。この会議でも、これで財政的に和泉市が行き詰まるとかという次元の話ではないと思うので、これが理由に挙がるのがちょっと悲しいという気がする。

(委員長) 他に意見はないか。

(「なし」の声あり)

(委員長) ないようなので、ただいまの委員の意見を参考にしながら、事務局のほうで次回示していただきたいと思う。よろしく願います。

次、34条の条例の見直しについて、事務局のほうからの提案を伺う。

(事務局) 34条、条例の見直しであるが、こちらについても、議員、会派、それから前回までの再検討委員会ともに同じような趣旨で意見が分かれている。そこで、見直し規定については、何らかの形で条例に明記することとするが、期限を切るかどうかについては、次回事務局で条文案の形で示させていただきたいと考えている。以上である。

(委員長) 事務局の提案は、見直し規定については何らかの形で条例に明記することとするが、期限を切るかどうかについては、次回事務局で条文案の形で示させてほしいということであった。委員、何か意見等あるか。いかがか。

学識委員、いかがか。

(委員) この「見直さなければなりません」というのが、非常に義務的な、強制的なニュアンスを抱く、それは問題だというのであれば、そのところを「見直すものとする」というふうにして回避するやり方もあると思う。法律の条文の中ではよくやるやり方である。

(委員) 「ものとする」の場合は、「なければならない」よりは緩いのか。

(委員) 緩い。

(委員) 一緒のような気がする。

(委員) 学識委員、お願いします。

(委員) これも、何度も話しているように、見直すというのは、変えるということではない、点検するという意味で、切りのいいところで、これでいいのかどうかチェックをやるほうがいいし、ほかのところもそれをやっているが、それでもとの条文を変えたというのは今までない。これでいいのではないかということ(point check)を点検していく作業を、4年か5年ごとに繰り返していく。そうしないと、先ほど委員がおっしゃったように、忘れ去られてしまうこともあるので。伊丹市が4年にしているのは、4年ごとに点検をすると、市長も議員の先生方も必ず自分の任期の中で1回点検をするということになるので、それを見越して4年にしたのだ。5年というのは、切りのいいところになると思うが、10年は長過ぎる。一昔になってしまうので。やはり4年とか5年ごとに点検をしていくという作業は、私は必要だと思う。

(委員長) 他に委員、意見ないか。

(委員) 点検という言葉を使った場合、どうなのか。条文に対して。ぐあい悪いのか。

(委員)点検だったら、議論があって見直さないといけないときに、合っていないという話だった。

(委員)見直すという場合、は何かこう、強いイメージがあるが、今言ったように点検で明記すると、見直さないといけないときにまたややこしくなるということ。

(委員)見直し・点検と並記するみたいな形はだめなのか。

(委員長)きょうのところは、委員から出た意見を参考にしながら、事務局のほうで調整していただいて、次回出してもらえるか。

(事務局)了解した。

(委員長)そしたら、最後の他の機関との連携についてであるが、事務局のほうで提案があればよろしく願います。

(事務局)はい。他の機関との連携については、議員のほうで、自治基本条例としては特に必要な規定ではないという意見もいただいたが、第5回までの再検討委員会で、一定追加修正という方向でまとまっていたので、追加修正とさせていただきたいと考えている。以上である。

(委員長)事務局のほうから提案があった。追加修正の方向で再検討委員会としてまとまっているということで、追加修正とさせていただきたいという提案であるが、いかがか。

(「はい」の声あり)

(委員)別にないか。

(「はい」の声あり)

(委員長)そうしたら、そういう方向で、よろしく願います。

これで一通り、修正の方向性について合意ができたので、本日の議論はこれで終了とさせていただきます。

事務局、今後の進め方について、説明願う。

(事務局)はい。再検討委員会において、一通りの修正の方向性を示していただいたので、この方向性に沿って修正案を事務局で作成し、次回の会議に諮らせていただくので、次回は修正案の内容の検討、確認をお願いしたいと思う。

次回、第7回の会議は、10月29日金曜日の午後7時から、本日と同じ場所を予定しているので、出席方、よろしく願います。以上である。

(委員長) これをもって、第6回会議を終了する。

事務局、あとよろしく願います。

(委員) 今後のスケジュールで、例えば第7回で修正案の検討をして第8回で修正案の確定、次にパブリックコメント、3月に議会に提出となっている。

例えば、要するにここの再検討委員会で修正案を確定して、それを3月までに、例えば会派とか議員さんにもう一回打診をするということはないのか。その必要性はないのか。

(事務局) 今、ずっと調整をしていて、きょうの検討した内容を含めて、また調整もずっと続けていく。調整のほうはパブリックコメントまでに確定して、市としてパブリックコメントに出していくという形になる。

(委員) そうすると、いろいろきょう方向性が出たが、それを踏まえて第8回までに並行して議員さんとか会派とも調整をしながら確定に持っていくと、こういうことでいいわけであるな。

(事務局) そうである。

(委員) 了解した。

(委員長) はい、そしたら締めて。

(事務局) はい。本日はお忙しいところ参加をいただき、ありがとうございました。

今後とも自治基本条例制定に向けて、協力をよろしく願います。

どうもありがとうございました。

以上